

令和 8 年度学生生活調査 調査案内

～学生の皆様へ（回答へのご協力をお願い）～

「学生生活調査」は、日本学生支援機構が 2 年に 1 回実施している学生の皆さんの状況を把握するための調査です。調査結果は、一般に公開されるとともに文部科学省に提供され、学生支援の施策立案等に活用されます。

あなたは無作為に選ばれた貴重な回答者の一人です。

選ばれた方一人ひとりが回答することで、調査結果に偏りがなくなり、実態をより正確に把握することができます。

あなたの回答が学生支援の充実につながりますので、ぜひ、ご協力をお願いいたします。

独立行政法人日本学生支援機構

【あわせてお読みください】

- ・本調査は、奨学金を受給しているかどうかに関係なく、幅広く、回答への協力をお願いするものです。
- ・本調査は匿名調査です。また、回答は、直接日本学生支援機構に送信され、学校が内容を知ることはありません。
- ・学生生活に関する調査研究を目的として、大学等の研究者に調査結果データを提供することがありますが、提供するデータから個人が特定されることはありません。

これまでの調査結果は、こちらからご覧ください https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/

オンライン回答

回答はオンラインで行います。

以下の URL 又は二次元コードから、調査回答ページにアクセスしてください。

■ 回答をスムーズにおこなうためには ■

この調査の設問は 22 問です。

このうち、「学費・生活費」、「収入及び経済的支援」については、1 年間のおよその額を尋ねますので、4 ページ以降の「2.金額の下書き」を活用いただくとスムーズに回答できます。（約 15 分で回答できます）

【重要】この調査は学校を通じて依頼された人だけが回答するものです。

調査回答ページの URL や二次元コードを、SNS やメールなどで絶対に拡散しないでください。

推奨	スマートフォン	iPhone Safari 最新版	Android Google Chrome 最新版
ブラウザ	PC	Windows Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版	Mac Safari 最新版

回答期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）～ 12 月 21 日（月）まで

■ 回答の中断・再開について ■

回答を一時停止したい場合は、各画面下の「回答を中断する」をクリックしてください。または、ブラウザを閉じても構いません。入力した情報は、使用端末（スマホや PC）に保存されます。

同じ端末で、再度、回答ページにアクセスすると、「回答を再開する」というボタンが表示されますので、これをクリックして再開してください。

※中断前とは違う端末からアクセスした場合は、初めからやり直しになります。

1. 調査項目一覧 ※金額に関する設問以外は、全て選択式です。

I. 基本事項

1. 年齢
2. 性別 ※必須
3. 専攻分野 ※必須
4. 入学してから在籍年数（休学期間を除く） ※必須
5. 大学所在地（都道府県） ※必須
6. 片道の通学時間
7. 配偶者（事実婚を含む）はいますか
8. 子供はいますか
9. 居住形態（親と同居／学生寮／下宿・アパート／その他） ※必須
10. 社会人経験（就業経験）について（現在職に就いている／以前職に就いていたが退職した／職に就いた経験はない） ※必須

10-1. 現在、職に就いている方にお尋ねします

- 10-1-1. 職業の種類
- 10-1-2. 雇用形態
- 10-1-3. 在職年数
- 10-1-4. 進学理由・目的
- 10-1-5. 修学時間をどのように確保していますか
- 10-1-6. 1週間あたりの勤務時間

10-2. 以前、職に就いていた（退職した）方にお尋ねします

- 10-2-1. 就いていた職業の種類
- 10-2-2. 雇用形態
- 10-2-3. 在職年数
- 10-2-4. 進学理由・目的

II. 学位取得の見込みについて

（退職した方又は就業経験のない方）

- 11-1. 学位取得の見込みについてどのように考えていますか
- 11-1-1. 標準修業年限を超える見込みの場合、その理由
- 11-1-2. 学位取得の見込みが立たない場合、その理由

（現在、職に就いている方）

- 11-2. 学位取得の見込みについてどのように考えていますか
- 11-2-1. 標準修業年限を超える見込みの場合、その理由
- 11-2-2. 学位取得の見込みが立たない場合、その理由

III. 進路・就職について

（退職した方又は就業経験のない方）

- 12-1. 修了後の進路についてどのように考えていますか
- 12-1-1. 勉学・研究の継続を希望する場合、その具体的方法
- 12-1-2. 就職を希望する場合、就職先の方面

（現在、職に就いている方）

- 12-2. 修了後の進路についてどのように考えていますか

IV. 不安・悩みについて

13. 以下のことについて不安や悩みがどの程度ありますか

- (1) 勉学・研究について
- (2) 進路・就職について
- (3) 友人・社会との関係について
- (4) 教職員との関係について
- (5) 家族との関係について
- (6) 性・恋愛について
- (7) 現在の自分の経済状態について
- (8) 将来の収入や生活について
- (9) 自分の性格について
- (10) 自分の体調・健康について

V. 教育・学生支援への満足度

14. 所属する大学院の教育・学生支援について満足していますか

- (1) 研究に関する指導・相談
- (2) 図書館等の施設について
- (3) 就職・キャリア支援について
- (4) 不安・悩みに関する相談体制（カウンセリング等）について
- (5) 経済的支援に関する情報提供について

15.あなた自身の1年間の学費・生活費について回答してください

(1)学費

- 1)-1.今年度の授業料（大学が定める額）
- 1)-2.授業料の減免を受けていますか
 - 1)-2-1.減免された額
- 1)-3.授業料後払い制度を利用していますか
 - 1)-3-1.後払いとなった額
- 1)授業料支払額 ※自動計算
- 2)その他の学校納付金（今年度分）
- 3)通学費
- 4)勉学・研究費

(2)生活費

※配偶者がいる方で、自分自身にかかる費用を世帯全体から切り分けられない場合は、画面上の「わからない」にチェックを入れて次の設問に進んでください

- 5)住居光熱費（住宅ローン返済費を含む）
- 6)食費
- 7)保健衛生費（医療費、理美容費等）
- 8)娯楽・嗜好費
- 9)その他の生活費

（退職した方又は就業経験のない方）

- 16-1.TA/RA に従事していますか
 - 16-1-1.1 週間あたり従事時間
 - 16-1-2. この1年間の TA/RA の報酬
- 17-1.アルバイト/パートタイムの仕事をしていますか
 - 17-1-1.従事したアルバイト/パートタイムの仕事の職種
 - 17-1-2.1 週間あたりのアルバイト/パートタイムの従事時間
 - 17-1-3.アルバイト/パートタイムの仕事をした主な目的
 - 17-1-4.勉学・研究への影響
 - 17-1-5.アルバイト/パートタイムの仕事による収入
- 18-1.日本学生支援機構の奨学金を利用していますか
 - 18-1-1.日本学生支援機構の奨学金の貸与額
 - 18-1-2.「特に優れた業績による返還免除」を申請しますか
 - 18-1-3.授業料後払い制度の「生活費奨学金」を利用していますか
 - 18-1-3-1.生活費奨学金の貸与月額
- 19.日本学生支援機構の奨学金以外の経済的支援を受けていますか
 - 19-1.この1年間の受給額（利用した制度ごと）
- 20.家族（親、親戚）からの支援を受けていますか
 - 20-1.この1年間に受けた支援の額
- 21.この1年間でのその他の収入はありますか
 - 21-1.この1年間のおよその金額

（現在、職に就いている方）

- 16-2.この1年間の本業による収入
 - 16-2-1.進学前と比べて、収入に変化はありますか
- 17-2.本業のほかにアルバイト・副業をしていますか
 - 17-2-1.アルバイト・副業による収入
- 18-2.修学にあたり何らかの経済的支援を受けていますか
 - 18-2-1.この1年間の受給額

※配偶者がいる方は、設問 22 に進みます。そのほかの方はこれで終わりです

22.配偶者がいる方は回答してください

- 22-1.配偶者の方は学生ですか
- 22-2.配偶者の方は日本学生支援機構の貸与奨学金を利用したことがありますか

2. 金額の下書き

設問Ⅵ及びⅦで、以下の項目について、最近 1 年間のおよその額をお尋ねしますので、事前に確認してください。

金額は、千の位を四捨五入して「万円」単位でお答えください。ただし、年額が 5,000 円未満になる場合は、切り上げて「1 万円」としてください。

① 1 年間の学費・生活費（支出）

※2)~9)は、支出が無い場合「0」と回答

(1)学費				
1) 授業料	1)-1 今年度の授業料	約	万円	大学が定める授業料
	1)-2-1 減免された額	約	万円	授業料の減免を受けている場合、減免を受けた額 ※いったん支払った後に還付された場合も含む
	1)-3-1 後払いとなった額	約	万円	授業料後払い制度（※）の利用者で、後払いとなった額
	1)授業料支払額	約	万円	1)-1 から 1)-2-1 及び 1)-3-1 を差し引いた額
2)その他の学校納付金 (今年度分)		約	万円	施設費、実験実習費、後援会費など ※入学金等の一時金は除く
3)通学費		約	万円	定期代、ガソリン代等、通学に要する費用を全て含めてください。
4)勉学・研究費		約	万円	書籍・文具購入、学会参加、実験、調査、フィールドワーク等研究に要した費用
(2)生活費 ※配偶者がいる方で、自分自身にかかる費用を世帯分から切り分けられない場合はスキップ可				
5)住居・光熱費（住宅ローン返済費を含む）		約	万円	家賃（管理費、共益費など含む）、住宅ローン返済費、光熱水費、暖房費などの合計額。寮費に食費が含まれる場合は、食費分を除いた額。 ※「親と同居（実家暮らし）」の場合は回答不要
6)食費		約	万円	親と同居の場合は、外食費のみ ※間食、酒などの嗜好品は「娯楽・嗜好費」に含める
7)保健衛生費		約	万円	診療代、薬代、理容美容代、化粧品代、銭湯代など
8)娯楽・嗜好費		約	万円	趣味、旅行、レクリエーション、酒、タバコ、間食代など
9)その他の生活費		約	万円	通信費、衣服代、帰省のための交通費、社会保険料（年金等）など、他の項目に含まれない日常的な経費すべて
学費・生活費（支出）計				「学費・生活費（支出）」の合計額と、「収入・経済的支援」の合計額に大きな差額がある場合は、入力した金額の誤り又は入力漏れがないか、見直しをお願いします。

（※）授業料後払い制度については、7 ページの参考資料を参照してください。

② 1 年間の収入及び経済的支援 <退職した方又は就業経験のない方用>

※該当がある項目のみ回答

16-1-2 TA/RA の報酬		約	万円	TA(ティーチング・アシスタント):大学に雇用されて、セミナーの指導、実験・実習の指導、試験の実施、学部学生の講義等を補助する者 RA(リサーチ・アシスタント):大学に雇用されて、教員の研究補助を行う者
17-1-5 アルバイト/パートタイムの仕事による収入		約	万円	
18-1 日本の貸与奨学金 支援機構	第一種奨学金	約	万円	無利子で受ける貸与型奨学金（要返還）
	第二種奨学金	約	万円	有利子で受ける貸与型奨学金（要返還）
	授業料後払い制度の「生活費奨学金」	約	万円	授業料後払い制度（※）の利用者が受けられる無利子の貸与奨学金（要返還）。月額 2 万円、4 万円のいずれかを選択。

19-1 日本学生支援機構の奨学金以外の 経済的支援	大学による奨学金・経済的支援（貸与型）	約	万円	大学独自の奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が必要なもの
	大学による奨学金・経済的支援（給付型）	約	万円	大学独自の奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が不要なもの
	民間団体・企業の奨学金・経済的支援（貸与型）	約	万円	民間団体や企業が実施する奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が必要なもの
	民間団体・企業の奨学金・経済的支援（給付型）	約	万円	民間団体や企業が実施する奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が不要なもの
	教育訓練給付制度	※回答不要		厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用の一部が給付される雇用保険制度
	その他の経済的支援（貸与型）	約	万円	上記以外の奨学金・経済的支援で、返済が必要なもの
	その他の経済的支援（給付型）	約	万円	上記以外の奨学金・経済的支援で、返済が不要なもの
20-1 親・親戚からの支援		約	万円	授業料、仕送り等、学費・生活費の支弁にあたり、親・親戚から受けた支援の額
21-1 その他の収入		約	万円	例）借入れ、資産運用による利子・配当収入、預貯金の取り崩し、その他の臨時収入
収入・経済的支援 計		「学費・生活費（支出）」の合計額と、「収入・経済的支援」の合計額に大きな差額がある場合は、入力した金額の誤り又は入力漏れがないか、見直しをお願いします。		

（※）授業料後払い制度については、7 ページの参考資料を参照してください。

③ 1 年間の収入及び経済的支援＜現在、職に就いている方＞

※該当がある項目のみ回答

16-2 本業による収入		約	万円	令和 8 年 1 月～12 月の収入見込額（税込み額）
17-2-1 アルバイト・副業による収入		約	万円	令和 8 年 1 月～12 月の収入見込額（税込み額）
18-2 修学にかかる 経済的支援	勤務先からの支援	約	万円	授業料などの修学費用の全部又は一部を勤務先が負担する場合
	日本学生支援機構の第一種奨学金	約	万円	無利子で受ける貸与型奨学金（要返還）
	日本学生支援機構の第二種奨学金	約	万円	有利子で受ける貸与型奨学金（要返還）
	日本学生支援機構の生活費奨学金	約	万円	授業料後払い制度（※）の利用者が受けられる無利子の貸与奨学金（要返還）
	大学による奨学金・経済的支援（貸与型）	約	万円	大学独自の奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が必要なもの
	大学による奨学金・経済的支援（給付型）	約	万円	大学独自の奨学金制度、その他の経済支援制度で、返済が不要なもの
	親・親戚からの支援	約	万円	授業料、仕送り等、親・親戚から受けた支援の額
	教育訓練給付制度	※回答不要		厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用の一部が給付される雇用保険制度
	その他の支援	約	万円	上記以外の経済的支援
収入・経済的支援 計		「学費・生活費（支出）」の合計額と、「収入・経済的支援」の合計額に大きな差額がある場合は、入力した金額の誤り又は入力漏れがないか、見直しをお願いします。		

（※）授業料後払い制度については、7 ページの参考資料を参照してください。

3. 設問に関する Q&A

大学院全課程共通

●設問Ⅰ-10 社会人経験（就業経験）について

Q1. 正規雇用ではなく、毎年契約更新される有期雇用で働いています。「現在、職に就いている」とみなされますか。

⇒A1 正規雇用ではなくても、雇用期間が1年以上で、給与・報酬など経常的な収入を得ている場合は、「職に就いている」とみなします。なお、1年未満の雇用、また、週に数日の短時間の勤務等は、社会人経験（就業経験）とはみなしません（アルバイト／パートタイムの仕事として、設問Ⅶで回答してください）。

Q2. 企業の社員ですが、現在は休職しています。「現在、職に就いている」とみなされますか。

⇒A2 休職中であっても、「現在、職に就いている」とみなします。

Q3. 日本学術振興会（JSPS）の特別研究員（DC）は、「職に就いている」とみなされますか。 ※博士課程のみ

⇒A3 この調査では、日本学術振興会の特別研究員（DC）は、「職に就いている」とはみなしません。受給している研究奨励金は、「日本学生支援機構の奨学金以外の経済的支援」として、回答してください。

●設問Ⅲ 修了後の進路に関する考えについて

Q4. 修了後、非常勤の仕事をしながら研究を続ける場合は、「勉学・研究を継続する」「就職する」のどちらに該当すると考えればいいですか。

⇒A4 非常勤の仕事をしながら研究を続ける場合は、「勉学・研究を継続する」を選択してください。

Q5. NPO や NGO のような団体に就職する場合は、就職の方面としてどれを選択すればいいですか。

⇒A5 「民間企業・団体」を選択してください。

●設問Ⅵ 学費・生活費（支出）について

Q6. 授業料を支払った後に、減免を受けられることが決定し、現在、減免額の還付を待っているところです。この場合、授業料についてはどのように回答すればいいのでしょうか。

⇒A6 授業料の減免を「受けている」を選択の上、還付予定額を「減免された額」として回答してください。

Q7. 学会の会費や参加費、学会出席のための交通費は、どこに計上すればいいのでしょうか。

⇒A7 いずれも「勉学・研究費」に計上してください。

Q8. 実家に住んでいますが、家賃を一部負担しています。住居・光熱費に計上する必要はないのでしょうか。

⇒A8 実家暮らしの場合は、住居・光熱費を一律に回答不要としています。実家の家賃や光熱費を負担している場合は、負担額を「その他の生活費」に含めて回答してください。

Q9. 実家に住んでいるため、自分の食費を家族の分から切り分けられません。どうすればいいのでしょうか。

⇒A9 実家に住んでいる方は、昼食代などの外食費のみを食費として回答してください。

Q10. 社会保険料や税金の支払い額はどの項目に計上すればいいのでしょうか。

⇒A10 「その他の生活費」に含めてください。

●設問Ⅶ 収入及び経済的支援について

Q11. 自治体から奨学金を受けていますが、どの項目に計上すればいいですか。

⇒A11 「その他の経済的支援（貸与型／給付型）」に計上してください。

Q12. 政府から研究費が支給されていますが、収入に計上する必要がありますか。

⇒A12 研究費のうち、生活費相当の支援として、あなたに直接支給されている分がある場合は、「日本学生支援機構の奨学金以外の経済的支援」に計上してください。それ以外については、収入・支出とも計上する必要はありません。
※生活費相当の支援を含む政府による研究費助成については、次ページを参照してください。

Q13. 企業（又は民間団体）から、研究費の支給を受けていますが、収入に計上する必要がありますか。

⇒A13 研究費が、あなた個人の研究のために、あなたに直接支給されている場合は、「日本学生支援機構の奨学金以外の経済的支援」に計上してください。また、その場合は、研究費による支出についても「勉学・研究費」に計上してください。
大学や研究室等が研究費を受けて管理をしている場合は、収入・支出とも計上する必要はありません。

Q14. 年間収入（アルバイト、パートタイム、本業の収入）は、手取り額又は年収総額のどちらを回答するのでしょうか。

⇒A14 年収の総額（税金等を引かれる前の支給額）を入力してください。

参考資料 日本学生支援機構・日本学術振興会・科学技術振興機構による経済的支援

※奨学金等の経済的支援の受給額等を確認する際に参照してください。

○日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金

① 第一種奨学金（要返還・無利子）

区分	月額	年額
修士課程相当	50,000 円	60 万円
専門職学位課程相当	88,000 円	106 万円
博士課程相当	80,000 円 122,000 円	96 万円 146 万円

② 第二種奨学金（要返還・有利子）

区分	月額	年額
修士課程相当	50,000 円	60 万円
博士課程相当	8,000 円	96 万円
専門職学位課程相当	100,000 円	120 万円
(法科大学院の 法学履修者のみ)	130,000 円 150,000 円 (190,000 円) (220,000 円)	156 万円 180 万円 (228 万円) (264 万円)

③ 特に優れた業績による返還免除制度（第一種奨学金）

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。

貸与終了時に大学に申請します。また、第一種奨学金に採用された1年次の学生を対象に、返還免除を内定する制度があります。内定を受けた場合であっても、貸与終了時に申請をする必要があります。

④ 授業料後払い制度【修士課程・専門職学位課程のみ】

令和6年度に開始された授業料支援と生活費支援（いずれも要返還・無利子）の制度です。

在学中は、日本学生支援機構が授業料支援に相当する額を大学に振り込み、学生は、修了後に日本学生支援機構に返還します。

授業料支援額	国公立：最大 535,800 円 私立：最大 776,000 円 ※いずれも1年あたり
生活費奨学金	月額 2 万円又は 4 万円 ※受けないことも可

※令和6年度秋以降に大学院修士相当の課程（修士課程、一貫性博士課程を含む博士前期課程、専門職大学院）に入学した方が対象です。

※本制度と第一種奨学金の併用はできません。

○日本学術振興会（JSPS）、科学技術振興機構（JST）による博士後期課程学生への支援【博士後期課程のみ】

令和8年度時点で、生活費相当の支援が行われている事業には以下のものがあります。

① 日本学術振興会特別研究員制度（DC）

研究奨励金	月額 227,000 円 ※採用最終年度の在籍者のうち、採用期間中優れた研究成績を上げ、更なる進展が期待される者に対し、所定の手続及び評価を経て、研究奨励金特別手当（月額 30,000 円(上限 12 か月)）が付与されることがあります。
-------	--

② 次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）

③ 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業

④ 国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成事業（BOOST）次世代 AI 人材育成プログラム

※②～④の事業における生活費相当の支援額は、各採用者においてご確認ください。